

第58期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

株式会社フルヤ金属

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	2010年第1回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2010年10月18日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2039年10月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2010年10月19日 至2040年10月18日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権1個当たり 156,601円 （1株当たり 1,566.01円）
権利行使価格	1円

名称	2011年第2回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2011年10月17日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2040年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2011年10月18日 至2041年10月17日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 97,274円 （1 株当たり 972.74円）
権利行使価格	1 円

名称	2012年第3回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2012年10月17日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2041年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2012年10月18日 至2042年10月17日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 55,478円 （1 株当たり 554.78円）
権利行使価格	1 円

名称	2013年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2013年10月17日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2042年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2013年10月18日 至2043年10月17日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 73,670円 （1 株当たり 736.70円）
権利行使価格	1 円

名称	2014年第5回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	81個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,100株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2014年10月17日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2043年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2014年10月18日 至2044年10月17日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 66,499円 （1 株当たり 664.99円）
権利行使価格	1 円

名称	2015年第6回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	84個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,400株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2015年10月16日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2044年10月17日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2015年10月17日 至2045年10月16日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 51,865円 （1 株当たり 518.65円）
権利行使価格	1 円

名称	2016年第7回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の数	84個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 8,400株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2016年10月17日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2045年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2016年10月18日 至2046年10月17日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 31,662円 （1 株当たり 316.62円）
権利行使価格	1 円

名称	2017年第8回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名
新株予約権の数	102個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 10,200株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2017年10月17日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2046年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年10月18日 至2047年10月17日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 115,265円 （1 株当たり 1,152.65円）
権利行使価格	1 円

名称	2018年第9回 株式報酬型 ストック・オプション
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 3名
新株予約権の数	132個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 1・2	普通株式 13,200株（新株予約権1個につき100株）
付与日	2018年10月17日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2047年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 ②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。 ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間 ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年10月18日 至2048年10月17日
新株予約権の払込金額（注） 2	新株予約権 1 個当たり 165,475円 （1 株当たり 1,654.75円）
権利行使価格	1 円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 2024年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
上記内容は当該株式分割による調整後の株式数及び金額を記載しております。

②当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容
の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制及び方針を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。また、その徹底を図るため、総務・CSR部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行っております。内部監査部門は、総務・CSR部及び人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとし、法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として公益通報窓口を設置・運営しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものと定めております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、コンプライアンス規程、リスク管理規程及び安全保障貿易管理規程を設置するとともに、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等をしております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、取締役会で指名された取締役等で構成されたリスク管理委員会が行うものと定めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として月に1回、更に必要に応じて臨時に開催し、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業・経営全般に対する監督を行っております。また、子会社における重要な経営事項について当社の取締役会にて審議し、必要に応じ報告を求めるなどの子会社を監督する体制をとっております。他方、経営会議を原則として月に1回開催し、業務執行に係る重要事項を協議して、取締役会の適正かつ迅速な意思決定を図る体制となっております。

5. その他の当社並びにその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社取締役が法令遵守の体制を構築するとともに、定期的な業務執行状況・財務状況の報告を徴収しております。また、内部監査室は子会社に対して監査を行い、その結果は代表取締役、及び所管業務関連部署長へ報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除いたします。その整備状況として、「役職員行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底しております。また、平素より関係行政機関などから情報収集に努め、事案の発生時にはすみやかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築しております。

（株式会社フルヤ金属役職員行動規範：

<https://www.furuyametals.co.jp/sustainability/governance/compliance/>）

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の決定に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（事務局）として、内部監査室が担当しております。

8. 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前号の事務局による補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

9. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局は、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

10. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（以下、「監査等委員以外の者」という。）が、法令等の違反行為等の事項に加え、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができる旨を周知しております。

11. 当社関係会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社関係会社についても前号と同様に取締役、監査役等及び使用人（以下、「取締役等」という。）が、法令等の違反行為等の事項に加え、当社又は当社関連会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社関連会社の取締役等の者に対して報告を求めることができる旨を周知しております。

12. 監査等委員会へ報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員以外の者及び当社関連会社の取締役等の者が、前2号の定めに従い監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の監査等委員以外の者及び当社関連会社の取締役等の者に周知しております。

13. 監査等委員の職務の執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は監査等委員の職務執行について生ずる費用を法令に従って前払い又は速やかに償還しております。

14. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員に選定された監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規程」に定め、周知しております。

監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われるために、社外取締役が前述のとおり出席しました。

2. リスク管理体制

サステナブルな成長を続けるために必要な『健全で揺るぎない企業統治システム』『リスクマネジメント』『コンプライアンス』『人材基盤』『ガバナンス体制』の推進のため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会における審議事項・活動報告は定期的に経営会議及び取締役会に付議・報告するものとしております。

また、当社及び当社子会社の事業推進に伴う危機管理に関しては、『業務』『財務』『法令等の遵守』『労務』『災害』『環境』に関するリスクを物理的、経済的もしくは信用上損失又は不利益を生じさせるリスクと考え、このリスク及び機会を識別し、管理するために取締役会メンバーを中心としたリスク管理委員会を組成しています。

3. コンプライアンス体制

当社は、全社的なコンプライアンス体制確保のため、コンプライアンス委員会を設置しております。グループの従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は、内部通報窓口として「公益通報窓口」を設置し、従業員及び取引関係者等から違法又は不適切な行為に関する通報・相談を随時受け付けております。通報者は匿名での通報ができ、通報者のプライバシーが最大限に尊重される仕組みとなっているほか、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止しております。現在、コンプライアンスホットラインの受付はコンプライアンス委員会と総務・CSR部が担当し、これに加え中立な立場である第三者機関による社外窓口を設置しております。また、本制度の運用状況については、取締役会がコンプライアンス委員会より報告を受け、弁護士からの助言をもとに取締役会にて監督を行っております。

(公益通報窓口：<https://www.furuyametals.co.jp/sustainability/governance/compliance/>)

4. 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査室担当者その他の従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 7 月 1 日から)
(2026 年 6 月 30 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	10,662	12,348	42,654	△1,287	64,377
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,359		△2,359
親会社株主に帰属する当期純利益			16,034		16,034
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		31		36	68
新株予約権の行使					－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	31	13,674	36	13,742
当連結会計年度末残高	10,662	12,379	56,328	△1,250	78,120

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1	81	△18	64	77	61	64,580
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△2,359
親会社株主に帰属する当期純利益							16,034
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							68
新株予約権の行使							－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	2	44	119	167		8	175
当連結会計年度変動額合計	2	44	119	167	－	8	13,918
当連結会計年度末残高	4	125	101	231	77	69	78,498

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社韓国フルヤメタル
株式会社米国フルヤメタル
株式会社Furuya Eco-Front Technology

(2) 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 1 社
- ・ 非連結子会社の名称 古屋有色金属（上海）有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用していない非連結子会社の数 1 社
- ・ 非連結子会社の名称 古屋有色金属（上海）有限公司

(持分法適用の範囲から除いた理由)

非連結子会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

イ. 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

ロ. 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮の上、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

ハ. 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

ロ. 2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

ハ. 2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～38年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～4年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ．所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づく、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として電子、薄膜、サーマル、ファインケミカル・リサイクル製品等の製造及び販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる貴金属地金の賃貸によるリース取引は、顧客との契約から生じる収益の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(8) 棚卸資産の固定資産振替

当社グループは、保有する貴金属資産の利用実態を見直しし、保有目的の変更により、棚卸資産と有形固定資産の間で振替えを実施しております。

当連結会計年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部を棚卸資産に、また棚卸資産の一部を有形固定資産に振替えております。これにより「原材料及び貯蔵品」が323百万円減少し、「機械装置及び運搬具」が446百万円増加し、「商品及び製品」が151百万円減少しております。また、「仕掛品」が439百万円減少し、「建設仮勘定」が468百万円増加しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
商品及び製品	9,791百万円
仕掛品	7,558百万円
原材料及び貯蔵品	74,580百万円
計	91,931百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループ製品の原材料は高価な貴金属が大半を占めており、また市場需要に機動的に対応し安定的に供給を果たすために必要な貴金属を保有していることから、種々貴金属価格の変動は当社グループの業績に影響を与えます。特に、プラチナグループメタル（PGM）のうち当社グループで取扱いの多いイリジウム・ルテニウムの取引価格は、主要な貴金属取扱業者の公表する価格を指標として決定されており、これらを主原料とする製品需要動向や投機的要因のほか、供給国及び需要国の政治経済動向、為替相場等、世界のさまざまな要因により、その価格は変動しております。また、プラチナやパラジウム等は国際商品市場で活発に取引されており、同じ要因によりその価格は変動しております。その価格の変動は直接売上高に影響するとともに利益にも少なからず影響を与えます。

これらのリスクに対応するため、当社グループは、海外鉱山会社との緊密な関係維持、原材料調達ルートの実線化、リサイクル原料の使用比率の向上に取り組む等、原材料価格の変動による影響の低減に努めておりますが、全量に対する原材料価格変動リスクの回避は困難であるため、製造及び在庫期間における貴金属価格の動向によっては、価格変動が当社グループの業績に及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	30,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	30,000百万円

2. 債権流動化に伴う買戻し義務

債権流動化に伴う買戻し義務	3,215百万円
---------------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	25,389,636	－	－	25,389,636
合計	25,389,636	－	－	25,389,636
自己株式				
普通株式	813,595	36	23,300	790,331
合計	813,595	36	23,300	790,331

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加36株は単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少23,300株は譲渡制限付株式の付与によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	2010年第1回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	12
	2011年第2回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	7
	2012年第3回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	4
	2013年第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	5
	2014年第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,100	—	—	8,100	5
	2015年第6回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,400	—	—	8,400	4
	2016年第7回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	8,400	—	—	8,400	2
	2017年第8回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	10,200	—	—	10,200	11
	2018年第9回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	13,200	—	—	13,200	21
合計		—	80,700	—	—	80,700	77

（注）新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	2,359	96	2025年6月30日	2025年9月11日

(注) 当社は、2024年7月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。2025年6月30日を基準日とする配当につきましては、株式分割後の金額を記載しております。なお、株式分割を考慮しない場合の2025年6月期の年間配当金は、288円となります。

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年8月6日 取締役会	普通株式	4,058	利益剰余金	165	2026年6月30日	2026年9月15日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金の運用を原則として元本の償還及び利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性（換金性、市場性）・収益性を考慮して行っております。

また、資金の調達については、株式市場からの資金調達及び、銀行等金融機関からの借入により行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスク、並びに借入金の金利変動リスクを回避するためにのみ利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引の重要度に応じて、適宜与信管理に関する定め等を設け、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先の信用状況について逐次把握することとしております。

当社が、投資有価証券として保有している株式は、主に業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

デリバティブ取引に関しては、為替予約取引等は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、為替予約取引及び金利スワップ取引は、取引の相手方が信用度の高い国内の金融機関であることから、信用リスクはほとんどないと認識しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

営業債務である買掛金については、その支払期日が1年以内となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社が月次資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	8	8	－
資産計	8	8	－
リース債務（１年内含む）	467	449	△18
長期借入金（１年内含む）	13,796	13,346	△450
長期未払金（注2）	401	401	－
負債計	14,666	14,197	△468
デリバティブ取引（注4）	1,314	1,314	－

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「受取手形」、「未収消費税等」、「支払手形及び買掛金」、「設備未払金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、及び預金、売掛金、受取手形、未収消費税等、支払手形及び買掛金、設備未払金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「長期未払金」は、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額であり、支払時期を合理的に見積ることが困難であるため、帳簿価額をもって時価としております。

3. 市場価格のない株式等は、投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	46

4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	8	—	—	8
デリバティブ取引	—	1,314	—	1,314
合計	8	1,314	—	1,323

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務（１年内含む）	－	449	－	449
長期借入金（１年内含む）	－	13,346	－	13,346
長期未払金	－	－	401	401
負債計	－	13,795	401	14,197

(注) １．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等より提示された価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務（１年内含む）

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金（１年内含む）

時価については、元利金の合計額を新規に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期未払金

長期未払金は役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額であり、支払時期の見積りに重要な観察不能インプットを含むことからレベル３に区分しております。なお、時価は帳簿価額に近似しているため、帳簿価額によっております。

2. 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務（1 年内含む）	105	64	146	151	0	－
長期借入金（1 年内含む）	4,559	3,874	3,259	1,774	330	－
合計	4,664	3,938	3,405	1,926	330	－

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計 (注2)
	電子	薄膜	サーマル	ファイン ケミカル・リサ イクル	サプライ チェーン 支援	計		
売上高								
日本	3,656	4,022	3,500	13,080	2,507	26,767	731	27,498
アジア（日本以外）	199	8,332	2,968	479	12,945	24,925	14,220	39,146
欧州	274	1,868	60	11,204	3,214	16,622	2,770	19,393
北米	6,676	3,811	159	2,936	376	13,960	140	14,101
顧客との契約から生 じる収益	10,807	18,034	6,688	27,701	19,044	82,276	17,863	100,139
外部顧客への売上高	10,807	18,034	6,688	27,701	19,044	82,276	17,863	100,139
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	10,807	18,034	6,688	27,701	19,044	82,276	17,863	100,139
セグメント利益	3,361	9,494	2,326	9,161	2,331	26,675	3,597	30,272

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に仕入製品等の販売であります。当連結会計年度において、サプライチェーン支援用の商品在庫を超える強い引き合いに対応するため、イリジウム・ルテニウムについて、原材料在庫からの貴金属販売を実施しました。その結果、原材料在庫からの貴金属販売における売上高は16,558百万円、売上総利益は3,270百万円となり、それぞれが「その他」のセグメントに含まれております。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、上記「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	3,185.12円
2. 1 株当たり当期純利益	652.00円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025 年 7 月 1 日から)
(2026 年 6 月 30 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				
						別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	10,662	10,631	1,716	12,348	9	80	42,265	42,355	△1,287	64,078
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△2,359	△2,359		△2,359
当 期 純 利 益							15,976	15,976		15,976
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			31	31					36	68
新 株 予 約 権 の 行 使										－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	31	31	－	－	13,616	13,616	36	13,685
当 期 末 残 高	10,662	10,631	1,747	12,379	9	80	55,882	55,971	△1,250	77,763

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1	1	77	64,157
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,359
当 期 純 利 益				15,976
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				68
新 株 予 約 権 の 行 使				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	2		2
当 期 変 動 額 合 計	2	2	－	13,687
当 期 末 残 高	4	4	77	77,845

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

① 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

② 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮の上、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

③ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ① 2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

- ② 2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

- ③ 2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械及び装置 3年～10年

車両運搬具 3年～4年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として電子、薄膜、サーマル、ファインケミカル・リサイクル製品等の製造及び販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引渡時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出販売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる貴金属地金の賃貸によるリース取引は、顧客との契約から生じる収益の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

8. 棚卸資産の固定資産振替

当社は、保有する貴金属資産の利用実態を見直しし、保有目的の変更により、棚卸資産と有形固定資産の間で振替えを実施しております。

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部を棚卸資産に、また棚卸資産の一部を有形固定資産に振替えております。これにより「原材料及び貯蔵品」が323百万円減少し、「機械及び運搬具」が446百万円増加し、「商品及び製品」が151百万円減少しております。また、「仕掛品」が439百万円減少し、「建設仮勘定」が468百万円増加しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
商品及び製品	9,791百万円
仕掛品	7,558百万円
原材料及び貯蔵品	74,580百万円
計	91,930百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社製品の原材料は高価な貴金属が大半を占めており、また市場需要に機動的に対応し安定的に供給を果たすために必要な貴金属を保有していることから、種々貴金属価格の変動は当社の業績に影響を与えます。特に、プラチナグループメタル（PGM）のうち当社で取扱いの多いイリジウム・ルテニウムの取引価格は、主要な貴金属取扱業者の公表する価格を指標として決定されており、これらを主原料とする製品需要動向や投機的要因のほか、供給国及び需要国の政治経済動向、為替相場等、世界のさまざまな要因により、その価格は変動しております。また、プラチナやパラジウム等は国際商品市場で活発に取引されており、同じ要因によりその価格は変動しております。その価格の変動は直接売上高に影響するとともに利益にも少なからず影響を与えます。

これらのリスクに対応するため、当社は、海外鉱山会社との緊密な関係維持、原材料調達ルートの複線化、リサイクル原料の使用比率の向上に取り組む等、原材料価格の変動による影響の低減に努めておりますが、全量に対する原材料価格変動リスクの回避は困難であるため、製造及び在庫期間における貴金属価格の動向によっては、価格変動が当社の業績に及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,985百万円
2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 30,000百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| 差引額 | 30,000百万円 |
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 202百万円 |
| 短期金銭債務 | 96百万円 |
4. 債権流動化に伴う買戻し義務
- | | |
|---------------|----------|
| 債権流動化に伴う買戻し義務 | 3,215百万円 |
|---------------|----------|

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	444百万円
仕入高	0百万円
営業費用	680百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	88百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
自己株式				
普通株式	813,595	36	23,300	790,331
合計	813,595	36	23,300	790,331

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加36株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少23,300株は譲渡制限付株式の付与によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金繰入額否認	155百万円
退職給付引当金繰入額否認	335百万円
長期未払金否認	126百万円
未払事業税否認	383百万円
役員賞与引当金繰入額否認	67百万円
棚卸資産	2,301百万円
精製回収費用	270百万円
その他	371百万円
繰延税金資産小計額	4,012百万円
評価性引当額	△2,158百万円
繰延税金資産合計額	1,854百万円

繰延税金負債

その他	△7百万円
繰延税金負債合計額	△7百万円
繰延税金資産の純額	1,846百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	1,846百万円
-------------	----------

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
法人主要 株主	田中貴金 属工業株 式会社	東京都 中央区	500	貴金属製品 製造・販売	(被所有) 直接 17.30	仕入先 販売先	原材料の 仕入 (注)	0	買掛金	－
							製品の販売 (注)	190	売掛金	27
							外注費	150	未払金	15
							雑費	0	未払金	0
							支払手数料	0	未払金	－

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 製品の販売及び原材料の仕入等については、市場価格を参考に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、上記「重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,161.39円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 649.65円 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。